

令和7年度

一宮町農作業別標準労働賃金並びに機械による標準作業料金額

下記のとおり標準額を定めたので、お知らせいたします。

一宮町農業委員会 会長 緑川 慶一

区分	金額	備考	
田作業	9,600円	(1)1日当りの賃金(実労働8時間とする) (2)賄料は含まない	
畑作業	9,500円		
果樹収穫作業	8,700円		
トラクター	水田・畑耕起	7,200円	10a 当り ホペレーター付料金
	代かき	7,600円	10a 当り ホペレーター付料金 2回かけ ドライブハロー使用
	畔塗り	4,200円	100m 当り ホペレーター付料金 《片側》
田植機植付	9,200円	10a 当り ホペレーター付料金 苗費は含まない	
コンバイン 刈取脱穀	20,600円	10a 当り ホペレーター付料金	
乾燥及び もみすり	3,400円	1俵当り 色彩選別なし	
もみすり	667円	1俵当り 色彩選別なし	
育苗	硬化苗 850円 緑化苗 500円	1箱当り 運搬費は含まない	
肥料散布	2,080円	10a 当り 肥料代は含まない	
草刈作業	9,100円	10a 当り ハンマーモア使用	

○期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

上記料金はあくまでも目安です。耕地の条件が異なりますので、双方で協議のうえ決定
して下さい。